

監査対象部局	瀬戸内市上下水道部上水道施設課	
監査の名称と公表年月日	随時（工事）監査 平成29年3月24日	
監査執行年月日	平成28年12月19日から平成29年3月23日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
<p>管理者の委任を受けて検査を実施した検査員は、納入された設計書等の品質等を確認し、それらが契約条項、仕様書等に適合しているとして平成27年3月30日付けで検査報告書を作成し、これにより管理者は、平成27年4月に594万円を支払っていた。しかし、仕様書によると、本件委託契約とは別契約の本体工事（契約期間は、平成28年9月7日から同年12月28日まで）が完成した後に、しゅん工図により工事精算時の数量計算書を作成することとなっていた。このため、平成27年3月30日の時点では本体工事が始まっておらず、しゅん工図も出来上がっていないことから数量計算書が作成されていないのに、検査員はこれを看過して仕様書等に適合し、業務が完了しているとしていた。したがって、本件は、契約内容に適合した履行が確保されていないのに、適正に履行されたとして契約金額の全額を支払っていたもので適切でなく、地方自治法及び瀬戸内市水道事業に関する契約規程に違反しているものと認められる。なお、本件委託契約は、仕様書において本体工事が完成した後に工事精算時の数量計算書を作成することとなっていたものであることから、本件委託契約締結時から本体工事が完了した後に本件委託契約の業務を完了するまでの間を契約期間とすべきであったと</p>	<p>現在使用している「業務委託仕様書」は工事精算時の数量計算書作成となっておりますが、監査指摘以降、該当する同業務委託につきましては受注者に工事精算時の作業は行わないよう指示書を取り交わしました。</p> <p>なお、発注者と受注者とが協議して変更契約の対象としていません。</p> <p>今後は、業務委託仕様書の精査見直しを行い、法令等に抵触しないように改めます。</p>	<p>措置済 (H29.5.31)</p>

<p>認められる。したがって、本件委託契約に係る予算は、地方自治法第214条に規定する債務負担行為として、複数年度にわたる予算として定めておくことが適切であったと認められる。</p>		
---	--	--